

**特定個人情報保護評価書の再評価に係る
パブリック・コメントの実施について
『個人住民税及び固定資産税・都市計画税に関する事務』**

税務部 市民税課・資産税課

※本資料は、個人情報保護委員会(国)の資料を基に作成しています

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

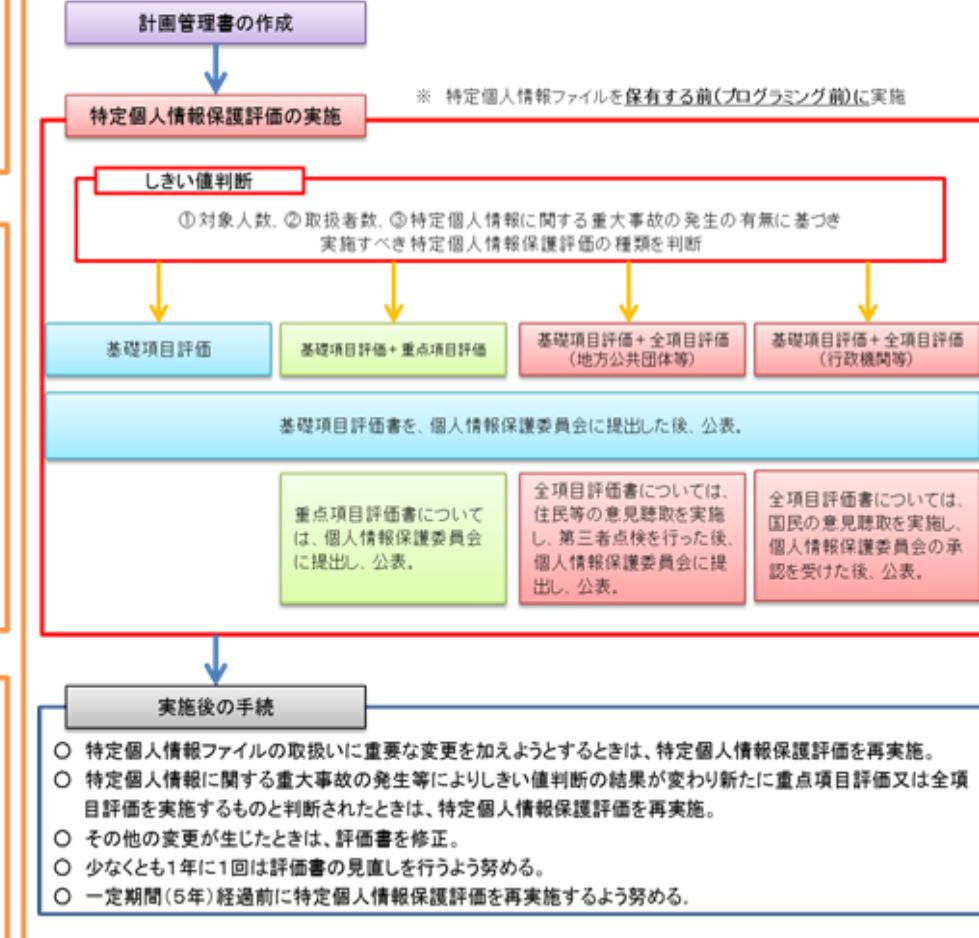
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



特定個人情報保護評価の実施手順

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

しきい値判断

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

30万人
以上

10万人以上
30万人未満

対象人数
は何人か

1,000人以上
1万人未満

1万人以上
10万人未満

特定個人情報ファイルの
取扱者数は500人以上か

特定個人情報ファイルの
取扱者数は500人以上か

はい

いいえ

過去1年以内に、特定個人情報に
関する重大事故を発生させたか

はい

いいえ

過去1年以内に、特定個人情報に
関する重大事故を発生させたか

基礎項目評価+全項目評価

- 基礎項目評価書については、委員会に提出後、公表。
- 行政機関等は全項目評価書について国民の意見聴取を実施し、委員会の承認を受けた後、公表。
- 地方公共団体等は全項目評価書について住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表

基礎項目評価+重点項目評価

- 委員会に基礎項目評価書及び重点項目評価書を提出後、公表。

基礎項目評価

- 委員会に基礎項目評価書を提出後、公表。

実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

◆主な変更箇所（個人住民税に関する事務）

- 1 番号法が改正されたことにより生じた引用法令の条ずれ等に伴う変更
- 2 基幹業務システムの標準準拠化及びガバメントクラウドにおけるデータ保管等の変更

・上記1、2の記載(一部抜粋)

項目	旧	新
I 基本情報 6-②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項、121の項	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項
II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<船橋市における措置> ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ・電子データで提出された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等のデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

◆主な変更箇所（固定資産税・都市計画税に関する事務）

- 1 番号法が改正されたことにより生じた引用法令の条ずれ等に伴う変更
- 2 基幹業務システムの標準準拠化及びガバメントクラウドにおけるデータ保管等の変更

・上記1、2の記載(一部抜粋)

項目	旧	新
I 基本情報 6-②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) 固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる提供は行わないため、法令上の根拠はない。	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる提供は行わないため、法令上の根拠はない。
II 特定個人情報ファイルの概要 (1)固定資産税・都市計画税ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	〈船橋市における措置〉 ①データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ②償却資産申告書やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、関係者以外が立ち入ることができない執務室内での取り扱いに限られており、また使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略) 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。